

## 第24回長野県中山間地域農業直接支払事業検討委員会

日 時：平成27年6月5日（金）

午後1時～2時30分

会 場：県庁議会棟 405号会議室

### ○出席委員

相澤（啓）委員、相澤（久）委員、阿部委員、小澤委員、中澤委員、山本委員

### ○県出席者

中島農村振興課長、長谷川企画幹、山田主事

## 1 開 会

### ○長谷川企画幹

ただいまより第24回長野県中山間地域農業直接支払事業検討委員会を開催したいと思います。私は、本日、進行を務めさせていただきます、農村振興課の長谷川典子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、中島農村振興課長からからあいさつを申し上げます。

## 2 あいさつ

### ○中島農村振興課長

皆さん、こんにちは。農村振興課長の中島でございます。今日は、中山間地域農業直接支払事業の検討委員会ということで、大変お忙しいところ、委員の皆様にはお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろは、それぞれのお立場で長野県農業、あるいは農村の振興に多大なるご尽力をいただいておりますことに対しまして、心からお礼を申し上げたいと思います。

既にご承知のように、中山間地域農業直接支払事業というのは、農業生産条件が不利な中山間地域の営農を続けていくことで耕作放棄地の発生を防止し、また、農村の持つ多面的機能を維持することを目的としているものでございます。集落の方々が協定を結んで、農業生産活動を共同で行っていただくということに対して、生産コストの不利な部分、そのコスト差を支援していくという制度設計になっております。共同活動をしていただくということは、農村コミュニティの維持という面でも、大変効果が上がる事業ではないかと思っております。

この事業は、平成12年度に創設され、今年で16年目を迎えます。この事業は、1対策期間5年ということで、今年度からは第4期対策に入ることになっております。後ほど26年度の取組状況について、担当のほうからお話をさせていただきたいと思いますが、長野県では1,162の集落において協定がなされて、対象面積は9,926haとなっております。そんな状況でございますが、集落の中には、高齢化の進行がどうしても避けて通れないということで、協定の中の活動が維持できないということを懸念して、この事業の取組を躊躇する集落の声もありますが、大半の集落においては、先ほど申しましたように、継続的な農業が続けられるということ、あるいは、コミュニティが維持で

きるということで、大変期待も高い制度でございます。おおむねの集落で第4期対策でも引き続き取り組んでいただけるのではないかと考えております。

ご案内のとおり、今年から第4期対策に入るわけですが、26年の6月に、中山間地域直接支払制度が法制化するというので、日本型直接支払制度に、中山間直接支払、それから多面的支払、それから環境支払、この3つが法律によって位置づけられ、従前は予算措置で毎年措置してきたわけですが、法律ができたことで、安定的な制度ということで発足できるのではないかと考えてございます。それらの事業が、どういったところが充実されたかということ、後ほど担当のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

新たな対策の中において、全国一律の交付要件のほかに、各県の実情に応じて知事特認という基準を設けて制度が運用できるという制度になっております。本日は、その知事特認の基準について、ご審議をいただきたいと思っております。また、昨年の実施状況についても報告をさせていただきます。

みなさまには、大変豊富な知識と経験がございますので、どうか幅広い見地からこの事業を中心に、また長野県農業・農村の振興のために貴重なご意見を賜ればありがたいと思っております。今日は現地にも行っていただくことを考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○長谷川企画幹

それでは、本日の日程について説明をさせていただきます。検討委員会の次第をご覧くださいと思います。最初に、検討委員会の会長の選出をいただいた後、会長の進行により議事に入りしたいと思います。その後、現地調査といたしまして、長野市内にある集落を視察していただきますので、よろしくお願いいたします。現地調査終了予定時刻は16時を予定しております。

また、本日の会議資料と議事録につきましては、県のホームページのほうで公開をすることとなっておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

### 3 自己紹介

#### ○長谷川企画幹

昨年11月に委員の皆様には委嘱をさせていただきました後、最初の委員会となりますので、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。小澤委員のほうから一言ずつお願いいたします。

#### ○小澤委員

皆さん、こんにちは。私は、駒ヶ根市の消費者の会、南信消費者連絡会の幹事をしています。よろしくお願いいたします。職業は、農業とヘルパーの二足のわらじを履いております。最近、主人が土手草を刈っていて草刈機に手を巻き込まれて怪我をしたのですが、高齢になってきて、農機具を扱うことが体力的にすぐ対応できないという状況の中で、だんだん大変な問題になってくるのではないかと考えていますが、農業を維持していくということでは、必要、大切なことですので、この事業に興味があります。今後ともよろしくお願いいたします。

#### ○中澤委員

松本大学総合経営学部観光ホスピタリティー学科で、グリーンツーリズムやエコツーリズムなどを中心に科目を担当させていただいております、中澤と申します。暮らしの面では新規就農2年目

で、今日も田植えを行いました。中山間地の空き家に入り、個人的に実践をし、大学の講義では教育農場を担当しております。農業は素人ではございますが、もともと体験・滞在型観光という交流の視点からさまざまなことを手がけてまいりましたので、実践も含めながら、現状の問題をこういう議論の中でつかみ出し、何か方向性が見えてくれば良いなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○阿部委員

日本政策金融公庫長野支店で仕事をしております。去年の4月に転勤で長野にまいりまして、今年が2年目になります。普段は、産業としての農業を後押しするという観点から、比較的規模の大きいお客様のお相手をする仕事が多いです。もう一つの観点である農業の活性化も、農業、農政の大きな課題だと思っております。

今日は、普段の仕事において少し見方が足りない部分について、皆様のご意見を参考にしてみたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○相澤（久）委員

こんにちは、相澤と申します。第3期の直接支払事業から参加させていただいております。私は、東京で長い間、公認会計士をやっております、監査法人に勤めておりました。その後、農林漁業信用基金の監事をやらせていただいて、農業・林業関係に個人的に興味があったので、直接支払事業の監査をやらせていただいておりました。引退しまして、長野の大岡引っ越しをまいりまして、今は好きなことをやらせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○山本委員

NPO法人グリーンケアNAGANOの山本と申します。よろしくお願いいたします。私も同じように3期目からこちらの委員をさせていただいております。3年間、すばらしい事業をしているなということを常々思っていました。特にこの委員会でいろいろとお話をお伺いすると、制度の中身が理解できるようになりまして、非常に参考にさせていただいています。

障がい者の方たちのために、農業を結びつけるという、NPOを設立させていただいて、障がい者の方たちが農業に結びつくことで農業もプラスになる面が非常に高いということを、皆さんに伝達していきたいと考えています。これからこの事業についてもさらに理解を深めていって、地域の皆さんにお返しできるようにしていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

#### ○相澤（啓）委員

皆さん、こんにちは。今回から委員をさせていただきます相澤啓一です。よろしくお願いいたします。私は、長野県農村文化協会の事務局を請け負っております。昭和21年から戦後間もなく、長野県農村文化協会が発足しまして、農村青年講座をつくったり、農村演劇講座、演劇もやったり、そういう形で農村の文化向上にお役に立とうということで、戦後からずっと長野県で活動している協会です。

現在の取組は、地域を見直す、長野県内の各地域のあるもの探しを、データ整理をしていこうと思っております。現在、2つの活動があって、食の分野では、箱膳を使った食育、和食（一汁三菜）の基本形を、地元の食材を使った料理でしつけも含めて、保育園や小学校での出前授業をやっている

ます。松代、真田邸でも8回ほど実施しており非常に成果が出ています。農の分野では、直売所と軽トラ市。篠ノ井の軽トラ市の事務局を農文協は持っておりまして、そういったものを通して地産地消を進めていこうと思っております。そのような形で、長野県の食と農の良さをPRする事により、農業をやろう、食にかかわろうという人が多く出てきたら良いなと考えております。

中山間地域がどのように発展していくかということは、長野県にとっても、日本全国にとっても、地球規模にとっても、大事だというのは、非常に認識しているので、具体的にどの様に進めていけば良いかなという事も、一緒に考えて、何かお役に立てれば良いかなと思っておりますので、ご指導のほど、よろしくお願いします。

#### ○長谷川企画幹

ありがとうございます。それでは次に、事務局職員の自己紹介をさせていただきます。

#### ○山田主事

4月より中山間地域農業直接支払を担当することになりました、山田と申します。今後ともよろしくお願いいいたします。

### 4 会長選出

#### ○長谷川企画幹

それでは、資料1により会長の選出に移らせていただきたいと思います。資料1をご覧ください。中山間地域農業直接支払事業検討委員会設置要綱です。当委員会は、中山間直接支払事業の執行等について、客観的、透明性の確保等を図る観点から、中立的立場の第三者機関として、事業の特認基準ですとか、実行状況の点検等、審査・検討を行うことを目的に設置をいたしました。委員は10名以内という決まりの中で組織しています。

審議事項につきましては、第2条にあります。県の特認基準や、市町村の対象農用地の指定の評価、また実行状況の点検・評価というようなことをご審議いただくようになっています。

第5条に、委員の任期は3年とあります。昨年11月1日付で皆様を委嘱させていただきましたので、29年の10月31日となりますが、よろしくお願いいいたします。

会議につきましては、会長が招集し、主宰するとあります。委員会の会長につきましては、委員の中から互選するとありますので、これから皆様に会長の選出をお願いしたいと思っておりますが、ご意見等ありますでしょうか。無いようでしたら、事務局案としまして、第3期対策より引き続き委員をしていただいております山本委員をお願いをしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

ありがとうございます。それでは山本委員に会長にご就任いただくことといたします。山本委員さん、会長席のほうへお願いをいたします。

それでは、山本会長さんのほうからごあいさつをお願いいたします。

#### ○山本会長

ただいま委員会の会長ということで選出いただきました山本でございます。よろしくお願いいいたします。私、先ほど自己紹介で申し上げましたが、3期目で非常に勉強になっておりまして、特

に、会長をしていただいております松本大学の白戸先生に、非常に豊富なご知識がおありの立場から、いろいろとご示唆をいただきながら、こういうふうに関山間のこの事業を考えていくべきだと、非常に勉強させていただきました。白戸先生と比べますと、本当に申し訳ないような気がしておりますが、前回から引き続き参加する事により引き受けさせていただくことになりましたので、どうぞよろしくお願ひいたします。

#### ○長谷川企画幹

それではここから、設置要綱第6条の規定により、会議の進行を山本会長さんにお願ひをいたします。

#### ○山本会長

それでは進めさせていただきますと思います。今日は、非常にタイトな時間割となっておりますので、ぜひ皆様には、進行にご協力いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

ただいまから、委員会設置要綱第4条第3項の規定によりまして、会長はあらかじめその職務を代理する方を指名することということになってございます。私の方から会長代理を指名させていただきますと思ひます。つきましては、引き続き委員を務めていただいております阿部委員さんお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

### 5 議 事

#### (1) 関山間地域農業直接支払事業について

#### ○山本会長

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。最初に、この次第にございますように、(1) 関山間地域農業直接支払事業について、事務局のほうから説明をお願ひいたします。

#### ○山田主事

それでは、関山間地域農業直接支払事業につきまして、資料2について説明いたします。では、資料2とパンフレットをご用意ください。初めに資料2の2枚目をお開きください。まず、国の動向ということで、今回、新制度の創設と制度の法律化という大きな2つの動きにつきまして、説明をさせていただきます。

まず初めに、新制度、日本型直接支払制度につきまして説明いたします。まず新制度の創設の背景でございますが、現在、農村地域では、高齢化や人口減少等が進んでおりまして、今まで地域の共同活動によって支えられてきました国土保全や水源涵養、景観形成などの多面的機能の發揮に支障が生じることが懸念されております。また、今後、農地集積を進めていくことで、水路・農道の管理といった負担が担い手に集中することも、同様に懸念されております。これらの課題を総合的に解決していくために、国では、平成26年から「日本型直接支払制度」を創設いたしました。

具体的な制度の中身といたしましては、主に3本の柱がございます。制度の全体像の括弧の中をお願ひいたします。1つ目に、平らな地域も含めまして、地域における農地の草刈りや水路・農道等の維持管理活動などの共同活動を支援いたします「多面的機能支払制度」。2つ目は、本日の検

討委員会で説明させていただきます、中山間地域の条件不利を補填します「中山間地域等直接支払制度」。3つ目といたしまして、環境への保全効果が高い農業を支援いたします「環境保全型農業直接支払制度」でございます。

この3つの事業の構成でございますが、1つ目の多面的機能支払制度は、従前事業の組みかえ・名称変更などによりまして、新たに創設されたものでございます。そして2つ目の本事業と、3つ目の環境保全型直接支払につきましては、多面的機能支払制度と目的やコストが異なるため、別枠で制度の基本的な内容を維持しつつ、継続していくこととされました。

この日本型直接支払制度は、国として農業・農村の多面的機能を評価するとともに、所要の予算措置が講じられておりまして、交付金の積極的な活用が求められております。また平成27年度からは、法律に位置づけられまして、法律に基づいた安定的な措置として実施されます。法律の趣旨・背景としては、今のような内容となります。法律の施行の期日は、27年4月1日でございます。国の動向については、以上となります。

今回、新たに3名の検討委員の方が加わりましたので、中山間事業の概要につきまして、パンフレットに沿って説明させていただきます。それでは、パンフレットをご用意ください。まず初めに2ページ目をお開きください。「中山間地域等直接支払制度とは」というところです。1の制度の対象となる地域及び農用地ですが、地域振興立法で指定された地域におきまして、傾斜がある等の基準を満たす農用地とあります。対象エリアがまず決められておりまして、(1)の①と②が基準となります。

(1)の①に法律が8つ記載されておりますが、長野県の場合は、このうち特定農山村法と山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法が該当いたします。②に知事特認基準がありまして、この後に検討委員の皆様より審議していただく予定でございます。

次に(2)ですが、(1)のエリアの中で、対象となる農用地の要件がございます。例えば①の急傾斜地ですが、田ですと20分の1の傾斜、具体的には、10m行って0.5mの高さがあるところで、畑ですと15度以上と決められております。畑ですと、具体的には、10m行って2.7mの高さがあるところです。田と畑を比較してみると、畑のほうが傾斜基準が厳しくなっておりまして、単価も低くなっておりますので、実際に田に比べてカバー率が大幅に低くなっております。その他、急傾斜よりも緩い傾斜の緩傾斜地がございます。なお、対象となる地目といたしましては、田・畑・草地・採草放牧地となります。また、合計で1ha以上の農用地が必要となります。

次に2の対象者ですが、この事業は、農業者の話し合いによりまして、農地を5年間守り、耕作を5年間続けます、という集落内で協定を締結した集落に対しまして、交付金を交付するものとなっております。第4期対策は、平成27年度から31年度となっておりますが、期の途中参加も可能でございます。

3は、地目ごとの交付単価となっております。これは、協定農用地の10a当たりの金額となっております。地目ごとの傾斜に応じての交付単価となっております。取り組む活動内容によりまして、当単価の8割、または満額の10割単価、いずれかに分かれてきます。また、更なる活動を行う集落には、加算措置というのもございます。実際の交付金額は、以上の活動別の単価に協定農用地の面積を掛けまして、集落ごとに算定しております。また、交付単価につきましては、3期同様となっております。

3ページ目をごらんください。第4期対策のポイントですが、①といたしまして、農業や集落を将来にわたって維持するための取組への支援が強化されております。また、②として、返還免責事

由の見直しがなされております。これらの主な変更点につきましては、後ほど説明させていただきます。なお、変更点の詳細につきましては、資料2のA3の見直し内容に記載がありますが、今回は大きな変更点のみ説明させていただきます。

それでは4ページ目をお開きください。交付金をもらうために行わなければならない活動について説明いたします。本事業は、活動別に大きく3つに分けられます。①の農業生産活動や多面的機能を増進する活動を行う「基礎活動」、②の協定農用地の拡大や農業機械の共同化などを行う「体制整備活動」、3つ目に、5ページ目の基礎活動・体制整備活動を行った上で取り組みます「加算活動」というものがございます。それでは、この3つの活動の中身について説明いたします。

まず基礎活動ですが、本事業に取り組む全ての集落が、最低限これだけは行わなければならないという必須の活動となっております。具体的には、農業生産活動等で、法面の草刈りや鳥獣防護柵の設置等の耕作放棄の発生防止活動、農道・水路の清掃等を行う管理活動。次に多面的機能を増進する活動といたしましては、周辺林地の草刈りや景観作物の作付等を行うものです。これだけは、最低5年間、毎年行わなければなりません。

次に、もう少しステップアップした活動もできるという集落は、営農の継続に向けた②の体制整備活動というものがございます。機械・農作業の共同化、高付加価値型農業などの目標を定めたA要件。集落協定者に、女性・若者・NPO法人等を加えて、農産物の加工・販売を行いますB要件。営農継続困難となった協定参加者が出た場合のサポート体制を定めましたC要件がございます。体制整備活動に取り組む集落は、A・B・C、この要件のうち1つ選択いたしまして、最終年度までに協定書に定めた目標を達成する必要があります。これら活動への第4期対策での見直しのポイントですが、まずB要件の集落協定者に女性・若者・NPO法人等を新たに1名以上加えることが要件となったことです。これは、将来にわたって農業・集落を維持するために、地域における前向きな活動を促進するねらいがございます。

そして最後に、さらにステップアップが図れるという集落は、加算活動に取り組みます。それが5ページ目になります。大きく、①の集落連携・機能維持加算、②の超急傾斜農地保全管理加算がございます。まず①の集落連携・機能維持加算の集落協定の広域化支援ですが、複数の集落間で広域連携を締結しまして、地域の中心的な役割を担う人材の確保など集落間の連携に向けた体制づくりに取り組む必要がございます。また、複数集落の統合だけではなくて、地域のリーダーとなる人材を確保していただくという要件が求められます。こちらは3期対策の拡充となっております。3期では、実施集落が未実施の集落を取り組むというものでありましたが、第4期では、取り組まれるほうの集落に実施・未実施を問わないということになりました。

下の小規模・高齢化集落支援は、自力での活動が困難である小規模・高齢化集落の農用地を協定に取り込むというもので、4期での変更点はございません。

②の超急傾斜加算ですが、こちらは4期に新設となっております。傾斜要件だけではなくて、法面等の保全に加え農産物の販売促進、ブランド化や戦略的販売に向けた取組も求められております。

4期対策からこれら加算活動に取り組むには、4ページで説明いたしました体制整備活動に取り組むことが条件となっております。

次に6ページ目をお開きください。交付金の返還について説明いたします。5年間の協定期間内に農業生産活動が行われなくなった場合に、原則は認定年度に遡って交付金を返還するということとなっておりますが、この返還には免責事由がございます。第4期で追加・変更された点は、上段の全額遡及返還の免責事由に当たる部分の、一番上の家族の介護というものが追加になっておりま

す。それと、地域再生法に基づく地域農林水産業振興施設への転用の追加となっております。これは、体験施設など地域農林水産業振興施設とされた場合です。

また、下段の一部返還の免責事由に当たる部分の住宅用地について、新規就農者及び農業後継者のほか、協定に定められた活動に参加する者の住宅が追加されております。それと、林業または水産業関連施設の用地を追加しております。これは、市町村が適切と判断いたしました林業または水産業関連施設を用地とする場合となります。

最後に、集落が交付金をもらうための活動の流れについて説明いたします。9ページをごらんください。まず左側ですが、初めに①協定の作成がございます。集落は国で決められた必要な項目に基づきまして、その中から何を行うか、話し合いで決めていただきます。これを協定書という形で市町村に提出する必要があります。次に②ですが、市町村は協定書の中身をチェックしまして、問題がなければ認定を行います。次に③ですが、具体的に協定書に記載した活動を実施する必要があります。その活動は、④で市町村が現地に行きまして1筆ずつ確認を行い、耕作放棄が発生していないか、または協定書に定めた取組が実施されているかを毎年チェックしております。以上が一連の活動の流れとなっております。

次に交付金の流れですが、右側をごらんください。交付金は、国が2分の1、県が4分の1、市町村4分の1という負担割合で負担しております。国、県、市町村と流れていきまして、最終的に集落の口座に入ります。その後、集落では、協定参加者個人への配分と集落共同で活動を行うための共同取組活動分とに分けて使用いたします。

この配分方法につきましては、従前は交付金のおおむね2分の1以上を共同取組活動に充てることを原則としてきましたが、平成23年度からは、戸別所得補償制度の本格実施に伴いまして、交付金の2分の1以上は農業者個人に支払うことを原則とするという変更がございました。ただし、実際に個人に多く配分するか、共同取組活動に多く充てるかにつきましては、地域の実情に応じまして、それぞれの集落の話し合いで決めることができます。また、交付金の用途についても特に制限はなく、集落協定者内の裁量に任されております。以上が制度の概要となります。

先ほどもお話ししましたが、4期の変更点の詳細につきましては、後ほどA3の見直し内容の詳細でご確認いただければと思います。以上となります。

#### ○山本会長

ありがとうございます。ただいま事務局からご説明いただきましたが、何かご意見・ご質問等ございましたらお出しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○相澤（久）委員

資料2の制度の全体像の多面的機能支払、要するに農地維持の支払と、中山間地域の直接支払の中で両方とも草刈りがあったと記憶していますが。既に同じ土地で重複はないと思うのですが、それらの違いを教えてくださいませんか。

#### ○長谷川企画幹

重複しても差し支えはないのですが、日時または場所を明確に分けて、これは中山間直払で対応するもの、これは多面的機能の農地維持支払で対応するものという形で整理をしておいていただければ良いです。



○相澤（久）委員

同じ土地であっても、例えば6月と7月に活動した分と分けできているということであれば、いずれかの交付金がいただけるという事ですね。

○長谷川企画幹

はい。

○相澤（久）委員

わかりました。あともう一つ、今、このパンフレットのご説明をいただいたんですが、私たちは、この知識を持っておりますが、例えば私の地域のお年寄り、農業をやっている皆さんに、説明しても、皆さんに分かっていただけるには、非常に時間がかかる、あるいは分かりにくいと思いますが、その辺、いかがでしょうか。

○中島農村振興課長

比較的規模の小さい市町村は、市町村の担当が集落ごとの担当制をしいて、集落に入り込んで、全ての方々にご理解いただく努力をしていると思われまます。ご高齢の方もいらっしゃるので、取組を主導する方にしっかり制度の周知をし、活動や所要の書類整備や資金の管理をきっちり指導しているところがあると聞いておりますし、また、集落の中においても、従前は事務系統の職についていらした方が、退職を契機に地元に入り込んで、今まで培ったその事務能力を発揮していただいているという事例も聞いております。

○相澤（久）委員

市町村にお任せしているということですね。

○中島農村振興課長

私どもとしては、幾つか抽出した地区に行って、この制度がきちっと機能しているかということ、毎年10月頃に確認しています。ただ、1,200近くの集落がありますので、全ての集落に入り込んでいくというのは、人手が足りない中で難しいと考えていますが、市町村の方々と一緒に支援をしていくという体制はとらせていただいております。

○相澤（久）委員

わかりました。

○山本会長

ほかに質問はございますか。特に、今、ご説明いただいたのは、第4期対策の中で、第3期と比較して、こういう点が変わったという点を重点的にお話しいただいたんですが、その辺のところはご理解いただいということによろしいでしょうか。

この「見直し内容（詳細）」の表の中で、交付単価と書いてある（2）の①のところですが、地域の実態に即しAまたはBの要件を選択という3期対策の中で、A要件には10までありましたが、

4期対策では5つになっています。B要件の中に移行したのもも幾つかありますが、完全に廃止されたものもあります。例えば協定農用地の拡大、認定農業者の育成等です。この辺のところは、もう完全に項目からなくなったということですか。

○山田主事

協定農用地の拡大については、完全に廃止となっております。A要件とB要件は、相互に整理されておりますので、結構入り組んで変わっております。廃止されたのが、協定農用地の拡大だけです。あとは若干微妙にずれてA・Bと入り組んで変わっております。

○山本会長

そうですか。特に、今、認定農業者の方たちに農地の集積をとということを言われておりますが、認定農業者の育成ですとか、担い手確保というのは、B要件の中に入っていくのですか。

○山田主事

認定農業者の育成というところで、担い手の確保も、従来A要件だったのですが、今回、B要件に移行しました。

○山本会長

これは、その新規就農者等による農業生産という、そういうところに入ったというふうに理解してよろしいわけですね。

○山田主事

そうです。A要件にありました新規就農者の確保と認定農業者の育成が、B要件の新規就農者による農業生産に入りまして、担い手の確保は、消費・出資の呼び込みに変わっております。

○山本会長

わかりました。ありがとうございました。ほかに質問はございますか。

○相澤（啓）委員

この事業の制度の全体像ですが、多面的機能支払と、それから中山間と環境保全型と、これをひくくめて、一つのこの全体像になっているんですが、長野県においては、今まで多面的機能支払というのは、農地・水・環境対策でしたから、農地整備課が窓口だったと思うのですが、中山間地は農村振興課が窓口で、環境保全型農業は、技術課が窓口かなと思うのですが。今回、4月1日から法律に基づく事業となり、毎年の予算措置ではなくなったということですので、市町村の担当者も事務的にもきっちりやっっていかなきゃいけなくなってきていますし、多面的機能支払と中山間地と重複する地域も、相澤委員さんがおっしゃったようにあると思います。その辺を、長野県としては、窓口を例えば一本化するとか、何かそういったような方向性みたいなものはありますか。

○長谷川企画幹

3課に分かれている事業につきまして、今回、法律が一本になって、内容としては、多面的機能支払と中山間地域直接支払と環境保全の3つに分かれました。それについては、国のセクションも分かれていますし、県で、対市町村に対しての窓口は一本にしようということと、国に対しての窓口としてはどこがやるかという整理は行っております。市町村への周知などにつきましては、窓口として農村振興課が行っていく。ただ、具体的な事業につきましては、それぞれの所管する課で今まで通りやっていきます対国とのやりとりについては、農地整備課が窓口としています。

○相澤（啓）委員

そうですね。もう一つ、多面的機能支払は、どっちかという共同活動に支払い、中山間地は、基本は個人に支払っておりましたが、今回の法律で、個人支払いのほうを重点にしていくという形で、支払上の事務的などでは分かれていますのですが、実際に事業を進めていくその集落にしてみると、同じものをどうやって整理するかということになると思いますので、事務の煩雑化が問題になってくるかと思います。今回、市町村が窓口になるので、市町村に事務が集中してくるという形になると思いますが、それに向けて、長野県らしい事務の進め方を検討していく必要があるのかなと思いますが、ぜひ農村振興課で考えていってほしい。

○長谷川企画幹

実際にこの中山間地域直払事業をやっている集落と、多面的機能支払で重複しているところが幾つかある中で、農地整備課と農村振興課で現地調査に伺い、いろいろ話を聞きながら、具体的にこれからの進め方を早急に検討しようという話をしています。

○相澤（啓）委員

そうですね。

○山本会長

私もそう思いますし、今、相澤委員さんがおっしゃった件については、前回3期するときにもやはりそういう事務をどうするということは、非常に大きな問題ですという話がありました。その辺のところは、事業に長けている人の養成をして、地域で自己完結をしていただくようにするために、市町村の方に、できるだけ集落に出向いていただいて指導していただく形が良いですねという事が実際に出ていました。その辺のところは県からの指導もぜひお願いをしたいと思っています。よろしく願いいたします。

○相澤（啓）委員

情報として、ある県が、多面的支払交付金の事務処理ファイルというものを作成しております、ここを見れば、ここがまだ完了していないということがわかるようなので、その県では市町村に配っています。どの県もどう周知していくかということに苦勞されているみたいです。

○山本会長

貴重な情報だと思います。ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

○中島農村振興課長

まさしくその制度を知っていただいで正しく処理していくというのが、大切なことだと思います。従前は、相当細かい書類をつくらなきゃいけなかったのですが、現在はチェック式とか、選択制になって、事務的には軽減化されてきたと聞いています。

## (2) 知事特認地域及び特認基準（案）について

○山本会長

次に、(2)の知事特認基準（案）について、事務局のほうからご説明をお願いします。

○山田主事

続きまして、資料3をお開きください。実施要領の第8に基づきまして、第4期対策における知事特認地域の基準につきまして、ご審議くださいますようお願いいたします。

1 ページ目が、今回、検討委員の皆様にご審議いただく基準案となっております。今回の第4期対策における基準につきましては、第3期対策が始まる平成22年度に定めた基準と、同基準を案としております。

では2ページ目をお開きください。第3期対策期間における地域区分別の状況についてですが、まずは、中山間地域農業直接支払事業の対象地域につきまして、確認をさせていただきます。概要の説明でも話しましたが、この事業の交付対象となる地域は、1の対象地域にあるように、法指定地域と知事特認地域がございます。(1)の法指定地域とは、長野県においては、特定農山村法で定める特定農山村地域、山村振興法で定める振興山村、過疎地域自立促進法で定めます過疎市町村が該当しておりまして、法に該当する地域は、全国一律に対象地域となっております。

(2)の知事特認地域は、法指定地域以外の地域でございまして、自然的・社会的・経済的条件が悪く、農業生産条件の不利な地域につきまして、国が示した特認基準のガイドラインを参考にしながら、都道府県のそれぞれの地域の実態に即して指定することとなっております。

2の対象農用地につきましては、(1)から(3)に掲げます傾斜要件等を満たす対象農用地を知事特認基準としております。

3は、第3期対策の地域区分別の面積と交付金の状況でございます。知事特認地域が全体の約4分の1程度を占める状況となっております。

4の交付金の負担割合ですが、法指定地域は、国が2分の1、県4分の1、市町村4分の1となっておりますが、知事特認地域におきましては、国、県、市町村が同じ割合で負担することとなっております。

続きまして3ページ目ですが、第3期対策と同基準とした場合の第4期対策における知事特認の状況をごらんください。3期対策と同じ基準で、直近の統計データ「2010農林業センサス」、「平成22年国勢調査」のデータを当てはめた場合に、該当する地域を第4期対策の対象地域として記載しております。なお、3期対策における統計データといたしましては、「2005農林業センサス」、「平成17年国勢調査」データを使用しておりました。

では基準区分に沿って説明をしていきます。基準①ですが、農林統計上の中山間地域とあります。これは、農林統計に用いる地域区分を、都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域

の4つの区分に分けた場合の、中間及び山間農業地域に該当する地域を中山間地域としております。3期対策においては55地域でしたが、4期では3地域増の58地域となります。増加地域は、摘要部分をごらんください。3地域が基準②より移ってまいります。上田につきましては、都市的地域から中間農業地域に、長野、中野は、平地農業地域から中間農業地域に区分変更となります。

次に基準②aです。法指定地域に隣接しまして、農業従事者の割合12%以上、D I Dと記載されております人口集中地域を除く地域、人口8万人以下である地域は、3期対策におきまして53地域でしたが、4期ではマイナス10地域の43地域となります。減となった10地域ですが、基準①に移りました先ほど説明した3地域、基準②bに移る1地域。安曇野市につきましては、農業従事者割合が18.2%となったため移動となります。また、農業従事者割合が12%未満で、3期から引き続き取り組んでおきまして、高齢化率県平均42.3%以上、農林地率75%以上で、基準③に移ることとなりました4地域がございます。農業従事者割合が12%未満となりまして、対象外となる2地域となっております。

基準②bですが、これは、法指定地域に隣接しないで農業従事者割合が15%以上、人口集中都市を含まずに、人口5万人以下である地域でございます。こちらは、第3期の状況は17地域、第4期ではマイナス5地域の12地域でございます。減となった5地域の内訳は、基準②aから移った1地域、3期では対象外でありましたが、従事者割合が17.4%となったことで加わりました1地域、農業従事者割合が15%未満となりまして対象外となった5地域がございます。それと、人口集中都市を含むことになりまして、対象外となった2地域もございます。

次に基準③ですが、前期対策から引き続きまして、今回の対策に参加する集落が取り組んでおります農用地で、高齢化率が県平均以上かつ農林地率が75%以上の農用地でございます。第3期対策では4地域、第4期では2増加の6地域となります。増加地域の内訳は、基準②aから移った4地域、第3期対策を行っておらず、今回、第4期対策の予定もない地域で対象外となります2地域でございます。

全体といたしましては、第3期対策では129地域、第4期対策ではマイナス10地域の119地域となります。

今の状況を地図上であらわしたのが、4ページ目のA3の資料となります。凡例をごらんください。水色部分が法指定地域となります。それ以外が知事特認基準で該当となった地域です。黄色い部分が、直近の統計数値を当てはめた場合に、第3期対策で該当していた地域より基準間移動となった市町村と、対象外または対象となった市町村、20市町村でございます。

それでは5ページ目をお願いいたします。こちらが市町村別の法指定地域、知事特認地域の市町村の状況の詳細となっております。第3期から第4期かけて該当する基準が変更となった地域につきましては、見え消しで矢印をしてあります。対象外となる地域につきましては、第3期対策を実施していない地域でございまして、事前に市町村に照会いたしまして、第4期対策について対象外としても問題ない旨、確認がとれている地域でございます。

以上のことより、3期同様の基準案に直近の統計数値を当てはめた結果、第3期対策に取り組んでいた集落の農用地については引き続き対象となりまして、対象外となった地域におきましては大勢に影響なしと考えております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○山本会長

ただいま事務局からご説明をいただきましたが、この知事特認地域及び特認基準案について、何

かお聞きになりたいこと。

○阿部委員

第3期までの集落の協定が1,162でしたけれども、今回、マイナス10地域となった中に、影響を受けるものはないという理解で良いのでしょうか。

○長谷川企画幹

影響がない地域です。

○阿部委員

わかりました。

○相澤（久）委員

農林統計上の中山間地域というのは、どういうことですか。中山間地域は、農林統計上のそれとは何が違うのですか。

○中島農村振興課長

法指定地域では拾いきれないところがあるので、その部分を拾う基準として、農林統計にその4つの区分がオーソライズされておりまして、その基準をこの知事特認の中の定量的な要件にすることによって拾っていきこうという考え方です。拾いきれない地域を、どうやって基準設定していくかというときに、農林統計上の区分を一つの要素として入れましょうということで、最初からこの考え方で来ていると把握しています。

○中澤委員

資料3の3枚目ですが、この基準②のa・b、基準③の意味合いを教えてくださいませんか。

○中島農村振興課長

考え方は、法指定地域から漏れるが、中山間地域という傾斜地の高いところをできるだけ拾いたいというときに、幾つかの基準を設定する必要があり、一つは農林統計の中山間地域というのが拾えるという事です。もう一つは、法指定地域に隣接する市町村については、隣接しているだけじゃなくて、従事者割合が12%以上というところは対象にしましょうと。基準②のbも、隣接していないが、法指定地域以外のところをカバーするための要件として、基準①、基準②で2つ、基準③、この中のどこかに該当すれば、負担割合は違いますが対象にしますということで、全体として、特認地域のところを広げることにより、ほとんどの地域をカバーできるということで、これらの基準を設定したということです。

○中澤委員

ありがとうございます。いろいろな切り口で対象地域を足すように入れていくとのことですが、それでも例えば対象外に出たところへの対策はありますか。

○長谷川企画幹

地域としては減るのですが、その地域の集落で、取り組んでいる集落もあれば、地域は指定にはなっているけれども、集落として取り組んでいない地域もあります。今回、3期から4期に移って外れてしまった地域については、市町村に対して、4期で対象から外れても大丈夫かという事前照会しております、大丈夫という了解を得ている状況です。

○山本会長

地域の中で傾斜があるのにこの地域を外しても良いのかということになったとしても、今まで取り組んでいなかったし、今後もし取り組む予定がないですよという地域もあるとご理解いただければ良いと思います。

○相澤（久）委員

今の質問に引き続き、基準摘要欄に、安曇野南穂高が基準②bへと。②aから②bに南穂高が移っておりますが、南穂高だったら大体どういうところか、南穂高というのは、どの辺だということを教えていただいて、②aから②bに、こういう理由で、こっちからこっちに移ったということを教えていただければ、②a基準と②b基準の違いがわかるかなと思います。

○長谷川企画幹

南穂高のまず位置ですけれども、位置はこちらの3期対策の黄色くなっているところをご覧くださいと思います。こちらの中の、安曇野市と黒字でちょっと大きめに書いてあるところの「市」というところの右下当たりの黄色い部分が南穂高です。

○相澤（久）委員

いわゆる安曇野ですよ。

○長谷川企画幹

そうです。

○相澤（久）委員

平たい安曇野をイメージすればいいんですか。

○長谷川企画幹

そうですね。

○相澤（久）委員

県道とか、何か市道とかがいっぱい走っている、あの辺の安曇野と理解すればいいですか、田んぼ、田園地帯の・・・

○長谷川企画幹

そうですね。そこの農業従事者割合が18.2%ということで、従事者割合が15%以上という基準を

満たしていることから、この基準bに該当します。

○相澤（久）委員

では、農業従事者割合が増えたということで、aからbに移ったということなのですか。南穂高に限って言えば。

○長谷川企画幹

はい。

○相澤（久）委員

そうなのですね。

○中島農村振興課長

3期対策は、②のaのところを読めたんですよね、南穂高は。それが、3期のときは2005年のセンサスを基礎にしておりますので、②のaの中で読めたのですが、ベースになる統計値が変わったものだから、第4期対策では、②のbの要件にはまる地域になりましたということです。

○相澤（久）委員

では実態としては、そんなに変わりはないということですか。

○中島農村振興課長

農業従事者が15%以上というところになったということですね。

○相澤（久）委員

ではあまり、②aと②bの違いというのは、大局的にいうとあまり影響しないような感じですかね。

○中島農村振興課長

そういうことです。

○相澤（久）委員

先ほどおっしゃった基準③の対象外になっている長野市篠ノ井は、傾斜地はあるような感じがしますが、活動する人がいないといったことでしょうか。

○長谷川企画幹

実際に3期に取り組んでいる集落はありません。

○中島農業振興課長

団地設定で、傾斜地はあるのだけれども、1haのまとまりがないという地域もあります。



○相澤（久）委員

確かに新興住宅地になっちゃいましたから。

○中島農業振興課長

そうですね。5年間ずっと活動し続けているという協定をきっちり守ることは、本来の営農していくコミュニティを守るという中で一定のルールがあるので、それを最後まで守りきれぬのかという事が集落の中で、慎重に判断されて、取組をあきらめているというところが少なくはないです。高齢化が進んできても、全部の農地を維持し続けなきゃいけないので、確実に大丈夫だという合意がなかなかとれないところは断念しております。篠ノ井は、検討された地域はあると思いますが、ここに載っている集落は、前期も取組まなかったし、4期も取組まないということです。

○山本会長

今回、その地区から、その対象から外れるけれども、多面的機能支払とか別の制度で、その外れる地域が適用を受けるということは・・・

○中島農村振興課長

できますね。

○山本会長

つまり、この中山間から除外されるとしても、その地域の農地を守っていく事は出来るということですね。

○中島農村振興課長

多面的機能支払は、傾斜度関係ありませんので、共同活動に対して多面的機能に払うということです。中山間直払いは、生産コストの差を埋めるということで、基本的には所得補償です。だから個人に配分が前提にありまして、共同活動経費に充てる場合でも、半分までにしてくださいという事になっています。中山間直払いの交付金の半分は、個人の所得補償で、本来の制度の趣旨からいって半分はお支払くださいとなっております、多面的機能は、個人払いはだめですよというふうな仕組みになっていると理解しています。

重複する地域で、一つのところに、多面的機能のお金と中山間のお金が入るということはだめですので、例えば草刈り作業に、一日10万円かかれば、その10万円は多面的にしましょう、翌日が例えば3万円かかったとすると、これは中山間の取組ですというふうに明確に区分してくださいと指導がされているということです。

○相澤（久）委員

この知事特認は、5年間変更なしでいくのですか。

○長谷川企画幹

はい。

○山本会長

第4期の間はこの基準でということで、特認案につきまして、県のほうから提出されました原案どおり承認するということがよろしいでしょうか。ご異議ないようでございますので、承認ということにいたします。よろしくお願いいたします。

○長谷川企画幹

ありがとうございました。

### (3) 平成26年度中山間地域農業直接支払事業実行状況の点検について

○山本会長

それでは、次に、平成26年度中山間地域農業直接支払事業実行状況の点検について、ご説明をいただきます。

○山田主事

資料4の1ページ目をお開きください。まず実施している市町村数でございますが、72市町村となりまして、前年度と変動はございませんでした。77ある市町村のうち、5町村で実施しておりませんが、その内訳は、川上村、軽井沢町、朝日村、小布施町、王滝村となっております。王滝村につきましては、村の財政的事情等のために、第2期対策から事業を中止しております。それ以外の4町村につきましては、対象となる農用地がないために、1期対策から実施をしておりません。

それでは、2の協定数をごらんください。まず(1)でございますが、平成26年度の協定数は、1,162協定で、前年度と比較いたしますと2協定の増加となっております。集落協定と個別協定とございますが、個別協定とは、通常集落協定は集落内の話し合いに基づきまして協定を結ぶ形でございますが、認定農業者等が農用地の所有者との間で、個別に利用権設定や農作業の委託契約を行いまして協定を締結するものとなっております。

2の表に戻りまして、基礎活動、体制整備活動、加算活動の取組活動別に協定数の増減を見ますと、集落協定では、基礎活動の協定数に変動はなく、体制整備活動、加算活動はともに1協定増加に転じております。このことから、一部の集落においては、基礎から体制整備、加算へと取組のステップアップが図られたことがうかがえます。

次に(2)の協定数の増減の内訳の図をごらんください。前年度から継続の協定は1,160、このうち廃止が1協定、そして新規に参入した協定が3つございます。それで全体的に1,162となっております。1つの廃止協定の理由でございますが、協定農用地に棚田の交流施設の建設を行うことになりまして、やむを得ず廃止に至っております。

では、2ページ目をお開きください。集落協定の参加者数につきましては、各項目につきましてはあまり変動がなく、合計といたしまして2万8,248人、マイナス16人となっております。これは協定数の増加による協定参加者の増加もございましたが、それ以上に高齢化や病気等を理由に本事業から抜けた方がいるという結果でございます。

次に4の交付金交付面積ですが、これは交付金が交付された実際の交付面積でございます。26年度は9,926haということで、前年度と比較しますと19ha増加となっております。主な要因といたしましては、新規協定の増加や継続協定においても協定農用地の拡大に取り組んだ結果と判断してお

ります。なお、協定面積につきましては、県としましても、平成25年度を初年度といたしまして29年度を目標年とした「第2期食と農業農村振興計画」を策定しておりまして、1万haという目標を掲げております。今後とも市町村と連携いたしまして積極的に拡大していきたいと思っております。

一番右のほうにカバー率がございしますが、これは対象農用地面積に占める交付金交付面積の割合を算出したものとなっております。対象農用地面積とは、傾斜等の条件を満たしておりまして、協定が締結されれば交付金の対象となる面積のことです。これに対しまして、交付金交付面積は、実際に協定が締結されまして交付金を交付した面積のことです。カバー率の増減を見ますと、昨年度より微増となっております。取組集落の増加分の対象農用地が増加したことが要因だと考えられております。

次に(2)の加算活動別の交付金交付面積をごらんください。26年度に加算活動に取り組んでおります18協定の活動内訳を示したものとなっております。当県では、規模拡大加算が16、土地利用調整加算が1、集落連携促進加算が1となっております。26年度に新たに集落連携促進加算に取り組んだ集落がありまして、その面積がそのまま前年度増となっております。なお、規模拡大と土地利用調整と法人設立の加算条件につきましては、第4期で廃止となっております。

続きまして、3ページ目をお願いいたします。(3)の地目別の交付金交付面積をごらんください。26年度におきましては、田で9,108haとなっております。前年度よりも10ha増加しております。また、全体に占める田の交付面積の割合は、約9割以上を占めております。その他の地目につきましては、それぞれ大きな変更はございませんでした。

(4)の地目別のカバー率をごらんください。こちらは、先ほど説明したカバー率の地目別の表となります。全体は79.8%となっております。地目別に見ていきますと、田で82.5%、畑で43.8%、草地100%、採草放牧地84%となっております。畑のカバー率がとても低くなっているんですけども、その要因といたしましては、畑の傾斜基準が急傾斜で15度となっております。田の5倍以上の傾斜が必要であることと、単価が田に比べて安くなっております。それに比べて肥料代等がかさみ経費がかかることが要因とされております。

続きまして、5の交付金額をごらんください。平成26年度は、集落協定1,162協定に対しまして、16億9,490万1,000円が交付されております。個別協定16協定に対しましては、554万6,000円が交付されております。合計しますと、全体の協定に対しまして、17億44万7,000円が交付されております。これは前年度に比べ237万4,000円の増となっております。

続きまして、4ページをお願いいたします。まず6の(1)の集落協定の概要ですが、こちらは1集落協定当たりの参加者数など各種平均値を算出したものでございます。1協定当たりの平均を見ますと、参加者は24.3人、交付面積は8.5ha、交付金額は147万9,000円となっております。おおむね前年度同様の数値となっております。また、参加者1人当たりの交付金額といたしましては、6万円という結果でございます。

次に(2)の面積別集落協定数をごらんください。こちらは、各集落の協定締結面積を規模別に集計してまとめたものでございます。これによると規模として一番多いのは、左下の5ha以上10ha未満で281協定となっております。全体の24.5%となっております。なお、全体を見ますと、10ha未満の協定が949となっております。約8割を占めており、それも去年と大きな変化はございませんでした。

では5ページ目をお願いいたします。(3)が、活動別・規模別の集落協定数でございますが、この特徴といたしましては、比較的規模が小さな協定ほど、基礎活動の取組が多いという点です。

この点は、規模が大きな協定は、今後も踏まえた持続的な活動に取り組めるんですが、小さな協定は、基礎的な活動にとどまっております、新たな活動を行う余力がなくなりつつあるのではないかとということがうかがえます。

続きまして（４）ですが、これは集落協定の活動内容でございます。まず、アの農業生産活動等として取り組むべき事項について説明いたします。これは、先ほど資料２により説明いたしました、集落が最低限実施しなければいけない取組である基礎活動に当たるものとなっております。長野県では、全ての協定で実施しております。その具体的な内容でございますが、基礎活動は４つの必須事項に取り組む必要がございます。

まず必須事項の１つ目として、（ア）の耕作放棄地の防止等の活動について説明させていただきます。縦軸に活動内容、横軸に実際に活動を行った協定数として作成いたしました。縦軸を見ますとさまざまな活動があるのですが、中でも農地の法面管理が最も取組が多くなっております。そのほかの活動の取組傾向としては、前年度と変動はございませんでした。

では６ページ目をお願いいたします。（イ）の水路・農道等の管理活動ですが、こちらの活動に関しましても、前年度と大幅な変動はございません。

次に必須事項の３つ目として、（ウ）の多面的機能を増進する活動ですが、一番多いのが景観作物の作付けで633協定ございまして、こちらが全体の55%となっております。続いて多いのが、周辺林地の下草刈りとなっております、全体の47%となっております。この取組傾向についても、前年度と比べてあまり変動はございませんでした。

次に必須事項の４つ目として、集落マスタープランにおける目指すべき将来像につきましてごらんください。これは集落の目指すべき将来像や、それを実現するための活動方策をまとめたものとなっております。プランには大きく４つの取組がございまして、そのグラフの縦軸に種類を記載してございます。内容を見ますと、農業生産活動を集落ぐるみで支えていこうと考えている集落が最も多くなってございまして、次に地域の実情に即した持続可能な体制整備を目指している集落が続いております。

それでは７ページ目をお願いいたします。前述の基礎活動に加えまして、集落の営農の継続のための体制の強化を図る取組であります体制整備活動の状況となっております。長野県では1,162ある協定のうち562協定で、基礎活動にプラスいたしまして、これらの活動を実施しております。

まず、農用地保全マップの作成・実践をごらんください。これは、体制整備活動を行う集落が、将来にわたって協定農用地の保全を図るため、農地等の補修・改良が必要な範囲や耕作放棄地の復旧等に係る範囲等を定めた図面のことです。当該集落に関しましては、必ずこちらを作成いたしまして、実践する必要があることとなっております。活動内容として一番多いのが、農地法面・水路・農道等の補修・改良でございまして、484協定となっております。

続きまして、（イ）の体制整備活動の取組内容をごらんください。こちらは、農用地保全マップの作成・実践に加えまして、A要件、B要件、C要件のうち１つ以上を選択して実施する必要がございます。まずA要件でございまして、縦軸は、A要件として取り組む項目が示されております。この中から２つ以上の活動を行うことが達成の要件となっております。内容を見ますと、A要件を選択した集落は150協定ありまして、前年度より２つ増加しております。取組状況といたしましては、農用地を新たに追加して協定農用地を拡大することが要件とされております協定農用地の拡大を選択している集落が最も多くなってございます。

では８ページ目をごらんください。B要件につきましては、４協定で前年度と変動はございませ

んでした。B要件は、この2項目のうち1つ以上を実施することが達成要件とされておりまして、取組状況はこのとおりとなっております。

続きまして、C要件をごらんください。C要件は、第3期対策におきまして新設されたものとなっております。対策期間中に農業生産活動等の継続困難な農用地が生じた場合の予防策としまして、ほかの参加者などがカバーする仕組みを事前に作っておくことによりまして、協定農用地の減少を防止するという取組でございます。26年度は501協定で取り組まれておりまして、前年度より14協定増となっております。この中で最も多いのが、集落ぐるみの集落ぐるみ型となっております。約7割を占めております。

ページの下の円グラフですが、これはA・B・C要件についての集落の選択状況をまとめたものとなっております。こちらで見ていただくとわかるとおり、C要件だけを選択しているという集落が全体の72.8%を占めております。続いて多いのがA要件とC要件を両方選択しているという集落となっております。これは、C要件がほかのA要件、B要件に比べまして、取り組みやすく、高齢化した集落の実情にも合致した取組であると言えるかと思えます。

では9ページ目をお願いいたします。交付金の使途につきまして分析したものとなっております。アの表ですが、集落における交付金の配分割合をまとめたものでございます。集落協定1,146集落に対する交付金額は、16億9,490万1,000円ですが、これは、集落内で共同取組活動と個人配分とに割り当てられております。このうち、共同取組活動に割り当てられた分は、9億6,835万8,000円で割合は57.1%、去年とほぼ同じ割合となっております。

次にイですが、これが共同取組活動への配分割合別に整理したものでございます。交付金のうち50%以上60%未満を共同取組活動へ配分した集落が711集落となっております。全体の約62%を占めております。なお、交付金の半分以上を共同取組活動に充てた集落は、84.8%という結果となっております。

ウは、共同取組活動に充てた交付金の使途を整理したものでございます。一番多いのが、道・水路管理費となっております。35.6%。続きまして、将来の集落における活動計画を踏まえた積立等が全体の18.7%、そういう状況となっております。

では最後に、10ページ、11ページ目をお願いいたします。こちらは参考資料といたしまして、第1期対策からの実施市町村数や協定数、交付面積、交付金額等を、時系列でまとめた表となっております。これを見ますと、第1期対策の最終年度であります平成16年度がピークとなっております。また、平成22年度からの第3期対策の動向を見ますと、協定数は約1,100協定、協定参加者数は2万8,000人、交付面積は9,900ha、交付金額は、国と県と市町村を合わせまして約17億円でおおむね推移してきました。平成26年度の実行状況の説明としては以上とさせていただきます。

○山本会長

ありがとうございました。質問等ございますか。

○小澤委員

共同取組活動の積立等にできるというところが、18.7%となっておりますが、これは、交付金を積み立てておいて良いものなのですか。

○山田主事

第3期までは余ったお金を積み立てて、翌年度の共同取組活動として使用することが出来ました  
が、第4期からは明確な用途を記入した上で積み立てることが出来ます。

○中島農村振興課長

積立は共同の機械等、一括して購入する事が出来ない場合に、積み立てをして支払うものです。  
活動の結果として残金が出たので、それを翌年に繰り越しましょうというのは、基本的にはだめだ  
ということです。当初から計画的にやっていきましょうというルールが4期からは明確になってい  
ます。

○小澤委員

わかりました。この法の趣旨からいくと、過疎地が守られるという法だと思うのですが、面積が  
固まらなると適用されないとか、やはり困難な地域はふるいから落ちていくところが見受けられる  
のですが、他の何かの等で網羅されているのでしょうか。

○長谷川企画幹

集落が、いわゆる小さな集落などを取り組んでうまく連携をすることができるようにはなってお  
ります。

○小澤委員

自分の地元を見てみると、それぞれが農業法人という形で、今、法人化しています。その場合も  
山間部の、高齢化した人たちの持つ農用地、特に、水田はまだ耕作できるにしても、畑なんかは、  
草刈りもできない、手も入らない、耕作もできなくなり、だんだん原野化されて、里へ押し寄せて  
きていますが、そういうところを担うには、何か手だてはあるのでしょうか。

○中島農村振興課長

そういう条件の悪いところは、なかなか耕作ができないということはあると思いますが、そうい  
うところで、手をかけずに何かできるものはないか、新しい品目を導入するものはないのかとい  
うことを考えていただいて、その地域の産物をどこに売っていくのかということも考えることが、協  
定のみんなで知恵を出し合っていくという活動になるのではないのかなと思います。例えば山菜系  
統をつくってみるとか。山菜、ワラビが良いのかはわかりませんが、鳥獣害に強いワラビの系統を  
つくって、直売所へ持っていく。その中で、比較的、収穫、軽作業なのですが、手間がかかるよね  
というのは、ご高齢の方に担っていただきましょうとか。そういう支え合いの中で、条件の悪いと  
ころを維持していく。条件が悪くてお金がかかるところに対してお金が出ているわけですので、何  
も出ていないところで作るよりも、その補填金があるわけですから、ペイできる可能性は高いと  
いうことになっているのではないかと思います。

○小澤委員

こういった交付金をもとにして、今後の地域を守るための知恵を出し合っていくことを、営農の  
組織でも積極的にやるということは大事なことだというふうに認識すればいいわけですね。

○中島農村振興課長

そうですね。地域の農地を誰が耕し、どうやって維持していくかという話し合いをする仕組みになっています。人・農地プランというのがございまして、この農地は、将来、この方に、こういう人に集積していきましょう、その土地には何を作ってどこへ売っていきましょうかということも書き込むことができるようになっています。やはり、真に地域で話し合っていたかかないと、行政等がアイデアを出すだけじゃなくて、やはり内発的な動きを期待しているというところです。行政は、お手伝いはします、知恵も、アイデアも出すけれども、最終的には地域で本気でどうやって取り組んでいくかということが、キーになっていくと思います。

○長谷川企画幹

荒廃農地的については、5年間の中での取組の中で、例えば林地化するという取組を検討してもらうこともできるかと思います。それは5年後の段階で、林地化になっていけばいいので、5年間かけて、樹木を植えたり、下草刈りをしながら、農地転用の手続きをとって林地という形にすれば、最初の年から交付金は出るようになっていますので、そういう方法もあります。

○小澤委員

はい、わかりました。

○山本会長

ほかに質問がないようでしたら、議事はこれで終了させていただきたいと思います。ご協力ありがとうございました。

○長谷川企画幹

どうもありがとうございました。

## 6 閉 会

○長谷川企画幹

山本会長におかれましては、長時間にわたり議事進行していただきありがとうございました。また、委員の皆様には、長時間にわたりまして貴重なご意見やご提言をいただき、本当にありがとうございました。本日、委員の皆様からいただきましたご意見・ご要望につきましては、また今後の事業の実施に反映してまいりたいと考えております。

また、知事特認基準の改正案につきましては、県の検討委員会の審査を経ましたこの基準を、県の基準といたしまして国に提出したいと思っております。今後のスケジュールとしては、6月下旬に国での調整手続きを経て正式に決定されるということになります。

これから現地調査となりますけれども、長野市の芋井地区の集落に移動していただきまして、現地をご覧いただきたいと思っております。